

差し入れパック受付中!

新型コロナウイルス感染症により、自宅療養や濃厚接触者として自宅待機となった方へ、食料品、衛生用品など自宅療養に必要な物資を詰め合わせた「差し入れパック」を無料でお届けしています。

申込み・問合せ

総務課 防災担当 ☎ 65-0401

埼玉、三度目の緊急事態宣言!

8月2日(月)から8月31日(火)までの間、埼玉県全域が緊急事態措置区域の対象となりました。

それに伴い、埼玉県から、皆さまに対して次の5点が要請されています。

- 感染対策が徹底されていない飲食店等や、休業要請または営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等の利用を厳に控えること
- 不要不急の帰省や旅行など県境をまたぐ移動は、極力控えること
- 日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛。特に、午後8時以降の外出を自粛すること
- 外出する必要がある場合にも、極力家族や普段行動をともにしている仲間と少人数で、混雑している場所や時間を避けて行動すること
- 路上、公園等における集団での飲酒など感染リスクが高い行動を自粛すること

感染拡大防止のため、皆さまのご協力をお願いします。

新型コロナウイルスのワクチン接種について

現在、基礎疾患を有する方、高齢者施設等従事者、年度末年齢で40歳以上の方の予約を受け付けています。39歳以下の方につきましては、ワクチンの供給状況により受付を開始します。予約開始時には、対象者の方へ個別に通知します。

◆ ときがわ町内の接種状況 (令和3年7月31日現在)

対象者	対象人数	1回目接種終了者	2回目接種終了者
12歳以上の方 (全体)	10,172人	4,899人 (接種率 48.2%)	3,469人 (接種率 34.1%)
うち 65歳以上の方	4,396人	3,736人 (接種率 85.0%)	3,376人 (接種率 76.8%)

◆ 安全性と副反応について正しく理解をしましょう

厚生労働省新型コロナワクチンQ & Aをご覧ください、新型コロナウイルスワクチンの安全性と副反応について、正しく理解をしましょう。

<https://www.cov19-vaccine.mhlw.go.jp/qa/>



新型コロナウイルスに関する相談は、
埼玉県新型コロナウイルス感染症県民サポートセンターへ!

☎ 0570-783-770

飲食店の皆さまへ（埼玉県感染防止対策協力金の支給要件変更）

飲食店の皆さまにご案内している埼玉県感染防止対策協力金(第13期)が、埼玉県全域が緊急事態措置区域となることにより、支給額や支給要件等が変更となります。詳しくは埼玉県 HP をご覧ください。

URL <https://www.pref.saitama.lg.jp/a0801/kyouryokukin-1307120831.html>

問い合わせ先 埼玉県中小企業等支援相談窓口 ☎ 0570-000-678 (ナビダイヤル)

新型コロナウイルスの影響による役場関連の情報 (令和3年8月13日現在)



役場業務

- ・職員が一部在宅勤務を行っている場合があります。
- ・役場に来庁される際は、マスクの着用にご協力をお願いします。
- ・庁舎では、入口でサーマルカメラによる体温測定を実施しています。
- ・毎週火曜日の19時までの一部窓口業務時間延長は継続します。(本庁舎町民課・税務課・福祉課)
- ・水道課の土日祝日の料金收受窓口業務は継続します。(第二庁舎2階)
- ・家族相談支援センターにおける迷惑相談などの各種相談は、まずは電話相談をお願いします。(☎ 66-0222)



イベント等

中止

- ・ときがわ町民体育祭 ・和の祭典
- ・カラオケ祭 ・もみじ太鼓まつり



サービス

中止

- ・福祉有償運送 (社会福祉協議会)
- ・地域支え合いサポート事業 (社会福祉協議会)
※ごみの搬出のみ実施



施設

利用時間短縮(20時まで)

【緊急事態宣言解除まで】

- ・体育施設 ☒
(玉川運動場、本郷第1・第2球場、西平運動場・テニスコート、体育センター、玉川トレーニングセンター、小中学校施設開放)
- ・公民館 ☒
(玉川公民館・都幾川公民館・健康広場館)
- ・文化センター ☒
- ・活き生き活動センター
- ・勤労者福祉会館
- ・都幾川四季彩館
- ☒ 町外の方の新規利用登録・予約受付は中止しています。町立図書館・都幾川公民館図書室は町内在住・在勤・在学の方のみ利用可能です。

利用時間短縮

- ・やすらぎの家(11時～14時営業)
- ・いこいの里大附(11時～14時営業)
- ・木のむら物産館(9時30分～16時営業)
- ・大野特産物販売所(9時30分～15時営業)

閉鎖・休業

- ・雀川砂防ダム公園
- ・くぬぎむら体験交流館(9月1日(水)まで)

新型コロナウイルス感染症の影響で収入が一定以上減少する見込みの世帯に対して、料金の減免等を行っています。詳しくはお問い合わせください。

【減免】国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料

【支払猶予】浄化槽使用料・水道料金

【免除等】国民年金保険料

・地方税の猶予を受けられる場合もあります。

※この瓦版は必要に応じて発行します。通常の「広報ときがわ」は引き続き第4金曜日に発行します。

ときがわ町新型コロナウイルス感染症対策本部(ときがわ町役場総務課) ☎ 65-1521 (代)
https://www.town.tokigawa.lg.jp/forms/info/info.aspx?info_id=46759 (対策まとめ)